

令和4年第2回久万高原町議会定例会

令和4年3月18日

○議事日程

令和4年3月18日午後1時30分開議

- 日程第1 久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件
- 日程第2 議案第 6号 久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第 7号 久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定について
- 日程第4 議案第11号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第12号 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第13号 久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第14号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 議案第15号 令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第16号 令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第17号 令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第18号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第19号 令和3年度久万高原町凶荒予備事業一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第20号 令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第21号 令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第22号 令和4年度久万高原町一般会計予算

- 日程第16 議案第23号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 令和4年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第27 議案第34号 令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第28 議案第35号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第2号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第2 議案第37号 久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について
- 追加日程第3 議案第38号 久万高原町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

- |    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 1番 | 阪本雅彦 | 2番 | 玉井春鬼 |
| 3番 | 光田優  | 4番 | 瀧野志  |
| 5番 | 田村昭子 | 6番 | 熊代祐己 |
| 7番 | 高橋誠  | 8番 | 森博   |

9番 岡部史夫  
11番 大野良子  
13番 高橋末廣

10番 大原貴明  
12番 西山清一

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
農業委員会事務局長	近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教育委員会事務局長	釣井好春
消防本部消防長	大野秋義		
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議 長 河野町長から、3月8日の会議における発言を、お手元に示しましたとおり  
取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、河野町長からの発言取消の申出は許可することに決定しました。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定に  
ついての訂正の件」を議題とします。

訂正理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議 長 お諮りします。

ただいま議題となっております、「久万高原町まちづくり基本条例の一部を  
改正する条例の制定についての訂正の件」を許可することに御異議ございませ  
んか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についての訂正の件」は、許可することに決定いたしました。

議 長

お諮りします。

日程第2、議案第6号から日程第6、議案第13号までの条例の制定に対する5件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第13号までの5件を、一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第6号、議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第6号「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について」

条例に規定する審査会委員の選任範囲を、町内から町外に拡充するとともに、委員の公募について整理するため、まちづくり基本条例等の一部を改正するものとの説明がありました。

主な改正内容は、課題に応じた審査会等の設置及び行動の在り方を整理したほか、まちづくり検証委員会の役割を見直したとのことであり、施行期日は令和4年4月1日となります。

審査の過程において、まちづくり検証委員に学識経験者2名を加えるとの説明があったが、原案にその条文が見当たらないとの指摘があり、確認を求めたところ、原案に誤りがあったためとの説明がございました。

その後に、訂正案が示されたため、委員会では、訂正を前提とした審査を行いました。

審査では、今回の改正を見ると、審査委員の構成について、全体的に町民の参加のところで後退しているのではないかと、との質疑に、人口減少が進む中、人材が限られてきており、意見が偏らないように、必要に応じて動くというふうにしたもので、公募については、積極的に行うとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で、訂正を前提として原案のとおり可決すべきものと決定しておりましたが、本会議において、訂正の許可が議決されたので、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

#### 議案第7号「久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定について」

本条例の設置目的は、医療体制の整備や、充実のための課題を検討し、持続可能な地域医療の実現に向けた取組を推進するとともに、医療・保健及び福祉が連携したまちづくりに付することであるとの説明がありました。

主な所掌事務は、地域の医療体制の整備や充実に関すること、医療・保健・福祉の連携、人材確保に関すること、民間医療、福祉施設への支援に関することであり、施行期日は令和4年4月1日となっております。

審査では、審査委員の分野ごとに委嘱する人数の想定はあるのかとの質疑に、現時点においては、議会から2名、医療施設関係者は2名から4名、福祉事業関係者から2名、住民代表4名、学識経験者は1名から2名を考えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第11号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

関係法令の改正及び県が定める市町村標準保険料率を参考として、本町における保険税率等を見直す必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正するものとの説明がありました。

主な改正内容は、課税限度額について、医療給付費分を65万円、後期高齢

者支援金分を20万円に改めること。資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式に改めること。標準保険料率に基づき、均等割、平等割を改めること。未就学児に対して、課する均等割額の5割を公費により軽減すること。未就学児が低所得世帯の軽減措置の対象世帯に属する場合には、その減額後の均等割額から5割を軽減することなどであり、施行期日は令和4年4月1日となっております。

審査では、資産割の廃止により、標準的な世帯において、概算でどのくらい保険料が上がるのか、との質疑に、世帯の人数や所得状況、固定資産税の有無等の要因が影響するので、一概には言えないが、最も基準に近いと思われる2人世帯で固定資産税がない場合には、9,700円の増、固定資産税がある場合には、2,100円の減になるとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

過疎高齢化に伴う受益者負担等の負担軽減を図ることを目的として、分担率を変更するため、久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、消火栓や防火水槽など、消防施設に係る受益者等の費用分担を、補助事業、単独事業とも徴収しないこととしております。

施行期日は令和4年4月1日です。

審査では、地域に防火水槽を設置する場合に、個数による制限はあるのか、との質疑に、様々な基準がある中で、個数の規準はないと思われるが、なお確認したいとの答弁がありました。

また、防火水槽は基準に基づいた運用を、との意見に、防火水槽は消防に必要な数量という形で整備しており、要望があれば、現在、2か所程度については、補助金が使える状況があるので、その辺りを含め、今後、検討をしたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号「久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町消防団再編検討委員会において、団員の定数を決定したこと、及び消防庁より年報酬、出動報酬等について標準額が定められたため、本町消防団に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、消防団員の定数を現行の717人から117名減じ、600人とすること。団長以下、全階級の団員の報酬を増額改定すること。出動手当を出動報酬とし、4時間未満を2,000円から4,000円に、4時間以上を4,000円から8,000円に増額改定すること、などとなっております、施行期日は令和4年4月1日となっております。

審査では、消防団員の減少は、非常時を考えると大きな負担がある。今回の改正で、定数を600人と定め、報酬を増額したが、その問題に対応できるのか、との質疑に、地域の防災については、地元消防団が第一ということで、定数に近づける形で検討していただいているが、今までのように、該当の地域だけでは難しい場合には、他の地域からの協力も仰ぎながら、地域を守っていききたいとの答弁がありました。

また、それぞれの地域で条件や状態が違っており、対応できる地域とできない地域の格差が出てきているので、消防署は、それをしっかりと把握し、対策すべきではないか、との質問に、地域格差は大きくなってきており、今回の再編は、その対応の一つだと考えている。高齢化と人口減少により、難しいところもあるが、地域が一丸となって防災に当たるということを、これからもやっていきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。



大原委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第6号につきまして、3月11日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第6号「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について」

条例の概要につきましては、先ほど、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

審査の前に、原案に誤りがあり、訂正したいとの申入れがあり、訂正案が示されたので、委員会では訂正を前提とした審査を行いました。

審査では、会議の公開について、公開から原則公開に改正されているが、改正したことによって、どう変わるのかとの質疑に、国の法令と町の情報公開条例等の表記に合わせて改正した。会議の公開が原則になっているのは、公開がたい会議もあることから、原則とした。

また、公文書の請求に基づき、公開するというのは、国の法令等に基づいたものとの答弁がありました。

また、必要に応じて公募というのは、住民の必要だという要求も取り入れるべきではとの質疑に、町だけではなく、総合的に勘案して、必要であればという意味で、理解していただきたいとの答弁がありました。

また、検証委員会の委員について、久万高原町民6名が、改正案では、4名以内になっており、4名以内とした場合には、1名にもなりかねない点を心配している、住民を主人公とした町の姿勢は、との質疑に、今回、学識経験者を加えて、総合的な調整をした。4名以内については、4名を原則として考えており、できるだけ多くの皆様の意見が反映される委員会運営が必要との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で、訂正を前提として、原案のとおり可決すべきものと決定しておりましたが、本会議において、訂正の許可が議決されましたの

で、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引取りください。  
各委員長の報告が終わりました。  
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。  
議案第6号「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第6号「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する  
条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第7号「久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定について」、質  
疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号「久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定に  
ついて」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第 1 1 号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第 1 2 号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する  
条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第13号「久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長

日程第7、議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第14号につきまして、3月10日に委員会を開催して審議を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」

一般会計の補正予算は、歳入歳出補正総額1億3,911万3,000円の減額補正で、累計103億2,641万1,000円となり、前年同期と比較して、7.3%の減少となっております。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税2億8,797万2,000円の増額。

分担金及び負担金では、配食サービス事業負担金など、227万7,000円の減額。

使用料及び手数料では、390万9,000円の減額。

国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金、271万1,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費の減額、363万2,000円など、603万4,000円の減額。

県支出金では、林業成長産業化地域創出モデル事業費の減額、460万円。森林整備担い手確保育成対策事業費の減額、1,360万3,000円など、2,621万8,000円の減額。

財産収入では、立木売却収入の減額、210万円。

寄附金では、ふるさと久万高原応援寄附金の増額、320万円。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額、2億円。まちづくり振興基金繰入金の減額、1,280万円。防災減債基金繰入金の減額、2,607万3,000円など、2億6,241万1,000円の減額。

諸収入では、自治総合センター助成金の減額、360万円など、373万6,000円の減額。

町債では、合併特例債の減額、1億1,130万円。緊急防災減災事業債の減額、1,010万円など、1億2,430万円の減額となっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、地域活性化事業費に係る経費の減額、760万円。地域おこし協力隊員経費の減額、862万2,000円。庁内LANシステムネットワーク機器公開業務委託料の減額、519万8,000円。旧面河支所解体工事費の減額、2,113万3,000円。サーバ一室構築工事費の減額、688万1,000円。減債基金積立金の増額、5,183万円。公共施設等総合管理基金積立金の減額、1,000万円。環境保全基金積立金の増額、1億円。

民生費では、配食サービス事業業務委託料の減額、263万2,000円。老人ホーム老人保護措置費の減額、400万円。新型コロナウイルス感染症検査費用補助金の減額、1,027万5,000円。介護保険事業特別会計繰出金の減額、250万7,000円。

衛生費では、コロナ禍による訪問型健康応援事業委託料の減額、144万円。乳幼児・児童予防接種業務委託料の減額、400万円。

消防費では、防災行政無線個別受信機の設置及び撤去に係る手数料の増額、134万2,000円。消防団移動系無線工事完了委託料の減額、404万円。

消防団移動系無線整備工事の減額、1,100万円。

教育費では、文化財保存活用計画策定事業経費の減額、496万8,000円。小学校タブレット通信に係る電信料の減額、235万円。幼稚園預かり保育業務委託料の減額、300万円。小学校学習活動支援賃借料の減額、1,820万円などとなっております。

審査において、総務課関係では、交付税については、町村合併後に10年間は合併特例交付金を頂き、その後は段階的に減額をされると聞いていたが、当時48億円ほどで、現在が46億円ほどとなっており、どのような理由で交付税が維持できているのか、との質疑に、国の地方財政計画の中で、毎年、それぞれ用途を追加、あるいは削除して計算し、町に交付されており、ここ3年間、交付税は増加傾向にあるが、来年度以降は未確定な部分もある、との答弁がありました。

また、過疎債、辺地債などの交付税措置について、金額的なものはどうかとの質疑に、過疎債であれば70%を交付税に算入されるということで、これについては、担保されているとの答弁がありました。

サーバー室は役場内に設置できたのか、との質疑に、役場の2階に移転するが、実際の移転については、来年度に予定している、との答弁がありました。

環境保全基金積立金を1億円増やしているが、これの原資は何か。また、これが1億円増え、公共施設総合管理積立金が1,000万円の減となっているのは正しいのか、との質疑に、環境保全基金の財源は一般財源、公共施設等総合管理基金は当初に1億1,000万円の予算を計上したが、合併特例債が充てられないという状況であり、1,000万円を減額して1億円を財源で積み立てたとの説明がありました。

自治振興費の地域運営協議会の活動費が110万円減額されているが、これは町の計画より活動が低調だったからなのか、との質疑に、当初見込んでいた組織の数に、若干、至らなかったために減少した。現在、準備段階を含め、6組織が立ち上がっているので、来年度は地域でそれぞれ課題の解決に向けて取り組んでいける、との答弁がありました。

また、当初予定していたよりも組織化が進まなかったということだが、来年度は進む見込みはあるか、との質疑に、対象の地域のリーダー的な方に熱心に



取り組んでいただき進んでいるので、来年度は十分に進んでいく、との答弁がありました。

また、仮想化をしたが、本町から各支所まで通信の速度は出ているのか、との質疑に、仮想分離すると、本庁内でも若干タイムラグがあり、支所については、それよりも遅れるところもある、との答弁がありました。

光回線が整備されて、当然、速度は上がると思っているが、思ったようなスピードが出ていないところがあるのではないかと、との質疑に、そういった状況が外部の光ファイバーによるものかどうかは、調査をさせていただきたい、との答弁がありました。

まちづくり営業課関係では、起業支援が減額になったが、起業を目指すような方はいなかったのか、との質疑に、本年度、企業から、ICTを町に来ていただくという予算を組んだが、コロナ禍などにより、よい人材が見つからなかった、との答弁がありました。

教育委員会関係では、小学校タブレット通信料の減額は、使用料が減ったということなのか、との質疑に、契約変更による減額、との答弁がありました。

小学校学習活動賃借料、1,820万円の減額はどのようなのか、との質疑に、リースしている学校用パソコンの310台のうち、更新に係る内容の見直しと、入札減少金によるもの、との答弁がありました。

また、中学校にも同じようにタブレットとパソコンが入っているが、小学校だけというのは何か事情があるのか、との質疑に、契約期間、期限がきたものについて、内容の見直しを行っている、との答弁がありました。

中学校も、時期が来たらあり得るとの認識でいいのか、との質疑に、5年契約となっており、満期になったときには、内容の見直しとともに、継続するか、新たに入札するかなど、検討するとの答弁がありました。

また、町指定文化財の保存活用とあるが、その活用については、どのような形で業務委託するのか、との質疑に、条例に保存活用計画を策定すると記載をしており、保存活用計画については、専門のコンサル等に委託しながら進めていきたい、との答弁がありました。

町の財産として指定して、保存しているものを活用ということであり、単に業者に委託するだけでなく、計画自体も十分、町の方で精査し、保存活用の計

画策定に携わっていくべきとの意見に、教育委員会としても調査をし、専門の意見も聞きながら、進めていきたいとの答弁がありました。

また、文化財保護条例は以前からあるのに、全面的に改正されたのはどういうことなのか、との質疑に、合併以後、文化財保護条例については、見直しが行われておらず、今回の県、国の法令の改正に伴い、現状に合う文化財の保護、保存活用について、内容を見直したとの答弁がありました。

また、新四国について、文化財に該当するのかもしれないのか、との質疑に、文化財保護審査委員会などがあるので、文化財としての活動について協議をして、決定したい。現地を再調査して、報告できるようにしたい、との答弁がありました。

また、地域の方々によって支えられてきた文化財的なものが町内各地にあるが、支える方がいなくなったときの対応についても、考えたほうがいいのか、との意見がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告は終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
大原委員長、お引取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第14号につきまして、3月11日に

委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略をいたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、地域おこし協力隊員経費の減額、862万2,000円減。美術館自主企画展の給付の減額、377万1,000円減。

衛生費では、ストックヤード整備工事管理委託料の減額、740万円の減。一般廃棄物収集運搬車両消毒装置整備工事の減額、300万円の減。

浄化槽事業特別会計繰出金の増額、203万9,000円の増。

農林水産業費では、農業水路等長寿命化防災減災事業業務委託料の減額、346万円の減。本谷農道舗装修繕工事費の減額、300万円の減。農業機械施設整備事業補助金の減額、949万9,000円の減。農業公園研修生研修補助金の減額、260万4,000円の減。林業成長産業化地域創出モデル業務委託料の減額、460万円の減。新たな森林管理システム事業業務委託料の減額、1,781万1,000円の減。森林整備担い手確保育成対策事業補助金の減額、1,360万3,000円の減。森林資源活用促進事業補助金の減額、540万円の減。

商工費では、第10回石鎚山ヒルクライム事業負担金の減額、200万円の減。緊急雇用維持助成金の減額、250万円の減。新型コロナウイルス営業時間短縮等協力金の減額、432万円の減。

旅客費では、御三戸第一団地外壁等改修工事費の減額、720万8,000円の減。愛媛県道路事業負担金の減額、1,093万9,000円の減。住宅建築物安全ストック形成事業補助金の減額、288万円の減。

災害復旧費では、崩土除去路面整備等業務委託料の増額、1,000万円などとなっております。

審査においては、環境整備課では、ストックヤードの管理委託料の減額は、まだ工事中なのに減額するののかとの質疑に、この減額は、入札減少金であり、管理委託料の変更ではないとの答弁がありました。

農業戦略課では、農業公園の研修生に関する補助金が260万4,000円

の減額になった理由を、との質疑に、令和3年度は3名の研修生を受け込みしたが、途中で体調を崩して1名が研修を辞退した関係で、減額となったとの答弁がありました。

また、来年度の新しい研修生の見込みは確認しているか、との質疑に、令和4年度については、4名の研修生受け込みを考えているとの答弁がありました。

林業戦略課では、森林整備担い手確保育成対策事業の減額が1,300万円余りと、対策に力を入れなければならないところの減額幅が大きいですが、その理由との質疑に、この事業の減額の主な理由は、県費の補助金の減額によるものであり、他の市町でも、この事業に取り組んでいることから、割当が最終的に減額されたとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引取りください。  
各委員長の報告が終わりました。  
議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 コロナに関する質疑、御意見もたくさんございましたが、現在、ワクチンの接種率の向上が急がれています。

今回のコロナ禍で改めて注目をされたのが、かかりつけ医の存在ではないでしょうか。かかりつけ医でのワクチン接種を受けている方も多いと思いますが、町内では、本人が思っているかかりつけ医以外で、接種可能な医療機関を探している方は意外と多く見かけます。

ワクチン接種を受ける際、医療機関側から見たかかりつけ医の定義とはどのような定義でしょうか。

また、仮に町内のかかりつけ医でワクチン接種を受けることができないケースがあるとすれば、どのような理由が想定されるのでしょうか。お伺いをいたします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

かかりつけ医につきましては、現在、接種実施機関7医院ありまして、そのうち4機関が、どなたでも接種が受けられる体制になっています。

かかりつけ医というのは、その機関で治療を受けている方という形で、かかりつけ医となるのが定義だと考えております。

2問目の質問で、もしかかりつけ医に接種を受けられないということですが、それにつきましては、一つがかかりつけ医に予約する際に、予約が混み合っていて、行きたい時期に予約できなかったというのが1点と、それとかかりつけ医が集団接種を行った場合に、そこで予約が既にいっぱいになって、予約がそれ以上できないという場合に、かかりつけ医で接種できないというケースが考えられると思います。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 日本医師会のほうでも、かかりつけ医の定義というのは示されているわけですが、今、担当課長が言われたようなことで、町内でもそういうことが起きているのかなというふうに思います。

どうしても医療機関に配分されるワクチンの量に関係するといったことから、希望する日に接種が受けられる、あるいは受けられないということになっているのかもしれませんが。

要は、課題は多いと思うんですけども、可能な限り、町内におけるワクチン接種情報を多く提供して、今よりも接種率を向上すべきと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

町としましては、現在も保健センターにて1回目、2回目の接種の予約をとっておる状況です。

また、独り暮らしの高齢者や、障害をお持ちの方につきましても、ケアマネや社会福祉協議会、ホームヘルパー、包括支援センター、役場の職員等で予約の支援を行っておりますので、幅広く接種が受けられるような体制をとっております。

未実施の方につきましても、先ほど申しました、職員が訪問して、接種はどうですかというようなことで、できるだけそのような体制で接種を促すようなことで、対応もしておりますので、引き続きこのような体制で接種率を上げていくような方向で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ありがとうございます。

ワクチン2回、既に接種済の方が3回目を完了する時期というのは、いつ頃を目指しているのでしょうか。そして、現在、3回接種済の方、累計は何%ぐらいあるのでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

国では、今年9月をもって接種完了というようなことで考えておりますので、それまでは接種を続けていきたいと考えております。

今現在、3回目の接種状況につきましては、66.8%まで、本町では進んでいます。その66.8%というのが、3回目は68歳以上ということになりますので、その率となります。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第9

号) 」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議 長

お諮りします。

日程第8、議案第15号から日程第14、議案第21号までの令和3年度特別会計及び事業会計補正予算に関する7件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第21号までの7件を一括議題にすることに決定いたしました。

本件について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第21号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第15号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」

総額、384万円の減額補正で、累計5,794万3,000円となります。

歳出の主な内容は、父二峰診療所の医薬品衛生材料費の減額、130万円。

面河診療所の医薬品衛生材料費の減額、220万円。

歳入の主な内容は、外来収入の減額、237万円、一般会計繰入金を増額。

41万9,000円。事業勘定繰入金の減額、188万9,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」



総額、1,453万円の減額補正で、累計19億2,119万円となります。

歳出の主な内容は、介護サービス相談員人件費の減額、152万5,000円。特定入所者介護サービス費負担金の減額、1,000万円。

歳入の主な内容は、現年度分介護給付費交付金の減額、990万円。一般会計繰入金の減額、463万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」

1. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、4,129万8,000円の増額補正で、累計10億4,107万円となります。

支出の主な内容は、医業費用の給与費の増額、2,839万8,000円。医業費用の材料費の増額、900万円。医業外費用の雑損失の増額、300万円。

収入の主な内容は、医業収益の入院収益減額、553万9,000円。医業収益のその他医業収益の増額、800万円。医業外収益のその他補助金の増額、3,897万6,000円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」

1. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、6万5,000円の増額補正で、累計3億1,771万5,000円となります。

支出の主な内容は、施設運営事業費用の増額、6万5,000円。収入の主な内容は、施設運用事業外収益の増額、6万5,000円。

2. 資本的収入及び支出。収入及び支出の予定額を40万円、それぞれ減額補正し、収入の累計が2,704万2,000円、支出の累計が、4,070万4,000円となります。

支出の内容は、建設改良費の有形固定資産購入費の減額、40万円。収入の内容は、企業債の減額、20万円。他会計からの長期借入金の減額、20万円となります。

審査では、この施設は50床でスタートして今日まで来たが、経営が成り立たない状況が続いてきた。これを事業変更したり、施設変更したりすることは

できるのか、との質疑に、経営形態の変更ということについては、町全体の検討段階を踏まえて変更することは可能ではないかと考えているが、なお検討したいとの答弁がありました。

高齢者や介護の方の対応については、町民福祉の向上という観点から、赤字でもしっかりと対応するか使命があるが、赤字の度合いが高まることについては、早急に検討すべきではないか、との質疑に、施設の関係も立地の関係もあり、総合的なまちづくりの観点から、そういった時期に来ているのではないかと思っており、その方向で検討を進めたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第17号、議案第18号、議案第19号につきまして、3月11日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第17号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

歳入歳出補正、総額、116万7,000円の減額補正で、累計2億4,222万7,000円となります。

歳出の主な内容は、備品購入費の減額、116万7,000円の減。歳入の主な内容は、前年度繰越金の増額、113万3,000円の増。下水道事業債の減額、200万円の減となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）」

歳入補正。歳入予算の総額は、補正前と同額の、累計、4,948万8,000円となります。

歳入の内容は、浄化槽事業分担金の減額、75万円の減。循環型社会形成推進交付金の減額、92万6,000円の減。浄化槽市町村整備事業補助金の減額、36万3,000円の減。一般会計繰入金の増額、203万9,000円の増となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」

歳入歳出補正、総額324万円の減額補正で、累計707万9,000円となります。

歳出の内容は、奨学資金貸付金の減額、324万円の減。

歳入の内容は、凶荒予備基金繰入金の減額、324万円の減。

審査では、奨学金の貸付を希望する者は、1年で何人ぐらいいるのか。また、現在の貸付の状況についての質疑に、令和3年度においては、希望者が1人、現在の継続状況は10名、新規は10名で予算計上しているとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引取りください。  
各委員長の報告が終わりました。

議長 それでは、10分間休憩をいたします。 (午後2時24分)  
現在、2時24分です。34分、再開をいたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時32分)  
冒頭、大原委員長から、先ほどの報告に対する訂正がございます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 先ほど報告をいたしました議案第16号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」で報告をいたしました歳入の一般会計繰入金  
の減額の金額ですが、463万円と報告をいたしました。正しくは250万  
7,000円の減額ですので、報告を訂正をいたします。

議長 以上です。  
大原委員長、お帰りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。  
議案第15号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正  
予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第16号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。  
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

議案第17号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第18号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第4号)」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議長 議案第19号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第20号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。



(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第20号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第21号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長

日程第15、議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第22号につきまして、3月10日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」

令和4年度一般会計の当初予算額は、93億322万9,000円になり、前年度比較、1億3,511万7,000円。率にして1.4%の減となりました。

歳入の主なものは、町税、8億4,032万8,000円。地方譲与税2億6,983万3,000円、地方消費税交付金、1億7,800万円。地方交付税、45億円。分担金及び負担金、4,005万6,000円。使用料及び

手数料、1億8,774万5,000円。国庫支出金、8億6,739万8,000円。県支出金、5億6,248万1,000円。財産収入、3,051万5,000円。寄附金、3,130万円。繰入金、9億5,710万円。繰越金、1億円。諸収入、1億4,557万3,000円となっております。

歳入予算の傾向は、地方交付税については、この3年は国の施策による事業項目の新設により、微増している状況にあり、国の地方財政計画に基づき、増額予算としております。

一方で、大型事業の完了などにより、国庫支出金、町債等は前年度に比べると減少しており、歳入全体では減額予算となっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、財政調整基金等の基金を積立、4,042万5,000円。ゆりラボを中心とした協働プラットフォーム構築事業費、2,384万3,000円。ReachDSL設備撤去費用2,830万円。ふるさと納税に要する費用、1,121万9,000円。地域おこし協力隊員に要する費用、4,415万3,000円。集落支援事業に要する費用、2,425万2,000円。地域運営協議会形成事業に要する経費、2,499万8,000円。柳谷代替バス、久万落出代替バス運行業務委託料、2,527万8,000円。生活路線バス維持活動補助金、1,904万4,000円。ペーパーレスシステム導入事業費、3,109万6,000円。情報系のパソコン更新等経費、1,481万1,000円、参議院議員選挙費、2,041万6,000円。県知事選挙費、1,535万1,000円。県議会議員選挙費、548万4,000円などとなっております。

民生費では、民生児童委員の活動費等1,105万7,000円。社会福祉協議会補助金、8,526万3,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9,182万円。面河高齢者生活支援ハウス経費、1,230万1,000円。高齢者緊急通報体制整備事業、配食サービス事業、外食支援サービス事業の業務委託料、1,059万3,000円。高齢者移動支援事業経費、1,461万2,000円。後期高齢者医療療養給付費負担金、1億9,000万5,000円。町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、3,252万円。特別養護老人ホーム久万の里の償還金負担金、1,540万2,000円。介護老人福祉施設老人保健施設に対する簡易陰圧装置設置経費補助金、1,243万

円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8,350万9,000円。介護保険事業特別会計繰出金、3億1,783万3,000円。老人保健施設事業会計繰出金、6,481万円。人工透析患者の移動支援経費、1,017万1,000円。人工透析等の障害者自立支援医療費、1,432万4,000円。障害福祉サービス給付費、2億9,787万2,000円。重度心身障害者医療費助成金、4,500万円。こども医療費の計上、1,980万円。児童手当、6,288万円。地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,410万9,000円。教育保育給付施設型給付費負担金、1億3,000万4,000円などとなっています。

衛生費では、みかわクリニックエレベーター改修工事、984万5,000円。母子保健事業に要する経費、1,156万7,000円。病院事業会計繰出金、2億343万1,000円。乳幼児・児童・高齢者等に対する予防接種費用、3,832万8,000円。新型コロナウイルスワクチン接種経費、3,523万9,000円。住民健診費用、1,735万円などとなっています。

消防費では、高規格救急自動車の更新、2,403万2,000円。指定避難所14か所の給水タンク購入費、623万7,000円。避難所用備品購入費、640万6,000円などとなっています。

教育費では、上浮穴高等学校星天寮の運営経費、3,391万円。上浮穴高等学校振興対策協議会への補助金、2,514万6,000円。障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,085万6,000円。小学校のコンピューターのリースや、学習用ソフトウェアの使用料、2,965万7,000円。中学校のコンピューターのリース料や学習用ソフトウェアの使用料、1,468万8,000円。久万中学校区、美川中学校区の代替バス借上料、及びタクシー使用料、922万5,000円。公民館27分館の指定管理委託料、1,312万3,000円。海洋センターの管理運営費、1,431万6,000円。B&G屋内プール改修工事、及び工事監理委託料、3,617万9,000円。久万給食センターの管理運営費、7,609万3,000円。美川給食センターの管理運営費、3,537万5,000円などとなっています。

審査において、総務課関係では、普通交付税や特別交付税が、今後においては減額されていく可能性が十分あると思うので、早急にコンパクトな行財政改

革について、取り組むべきではないかとの質疑に、地方税については、国の動きの中で進まざるを得ないという状況であり、長期的な見通しを立てていても、国の動向によって読めない部分もある。役場の中のシステムは、できるだけコンパクトにというところだが、職員全体の協力も大事であり、まずやれるところの流れをつくっていきたい、との答弁がありました。

また、この広い町をどう経営するかについては、全体をコンパクトにして、社会資本整備をすることであり、行財政改革の中で、役場は組織改革をすべきではないか、との質疑に、まちづくり全体については、2か年かけて立地適正化計画をつくり、その中で町の目指すべき方向性は示すことができたと思うので、それをいかに具現化していくかということになってくるのではないかと。

また、役場の組織についても、各課連携する事業が非常に増えている中で、どう組織を改定していくかということは、十分検討する必要がある、との答弁がありました。

また、DXであったり、カーボンニュートラルであったり、いろいろな問題がある中で、どこかで答えを出して、町民に知らせる必要があり、その取組を町民に分かりやすく説明ができる組織づくりをすべきではないか、との質疑に、当初予算の打ち出しでも、SDGsの関連や、カーボンニュートラルなど、今の組織でいくと、非常に分かりづらいところもあるので、取り組んでいきたい、との答弁がありました。

コロナ対策等の関連で、看護師、介護職員、幼稚園教諭や保育士などの低賃金の改定を国が答申していると思うが、それに伴い、給与改定する動きはないのか、との質疑に、介護、看護について、賃金の関りを図り、処遇改善を行うということで、町の職員についても、検討の最終的な段階であるが、他団体など、様々な標準的賃金と比較して低いと思われるところについては、2月に遡及してお支払いをするという予定にしているが、全員が対象にはならないのではないかと思っている、との答弁がありました。

また、町がこれに伴い、給与改定して増額する部分については、補正で対応するのか、との質疑に、補助金の額や時期が確定していないので、金額によっては補正対応もあるとの答弁がありました。

生活路線バス費が前年度から125万円ほど増額した理由は何かとの質疑に、

落出駅の待合室の改修や、地域交通対策の補助金等が若干増加しているとの答弁がありました。

また、燃料費等の高騰による上乗せについては、事業者からの要望はないのか、との質疑に、事業者からの要望は今のところないが、このあたりについては、十分、精査して対応したいとの答弁がありました。

また、交通対策の費用は、総額で8,200万円ほどの予算額となるが、交通問題については、総合的にしっかりとした対策を講じなければならないのではないかと、との質疑に、公共交通の確保については、住民の要望もかなり高く、予算的にはかなりの金額を費やしている。全体的な傾向を把握し、その中で取り組んでいくということが必要であり、十分に検討したいとの答弁がありました。

また、今後は事業者の負担も、町の負担も増えてくるということになると思うので、各業者を守りながら、町民に利便性のあるものにしていただきたい、との意見に、具体的な計画を策定して取り組みたいと思うので、町民皆様の御意見、議員各位の御意見も取り入れながら、進めていきたいとの答弁がありました。

自主防災組織の稼働率が非常に低いと思われるが、その地域でそれぞれの命や、地域を守るということについては、自主防災組織にも応分の補助金が必要ではないかと、との質疑に、自主防災組織の運営等、町民の危機管理意識については、心配をしているところであり、来年度以降は自主防災組織の活動の強化、避難所の運営等も評価していきたいと考えている。必要経費は、来年度以降、精査して対応したいとの答弁がありました。

また、道の駅の防災センターが、役割が果たせていないのではないかと、と思うが、どのような活動をして、どのような役割を持っているのか、との質疑に、地域の拠点ということで、様々な備品等を備蓄しているが、町民全体の備蓄品を確保することは困難であり、現在、各支所にも備蓄品の配備等を行っている。久万高原町備蓄計画にのっとり、備蓄品は確保されているが、十分ではないところもあるので、町民の皆さんに、災害時に物資が届けられるよう、検討したいとの答弁がありました。

また、実際に災害が起きたときに、道の駅に勤めている方が対応するような

ことになっていないのか。そのときには、誰が、どのような対応を、防災センターで行うのか、との質疑に、BCPを道の駅で作っており、発災後12時間までの対応はできると聞いている。現在、国交省とも協議中であるが、備蓄拠点ということで、災害対策本部から農林商工部の方が備蓄の配備等を行うように計画をしている。

なお、道の駅とも協議をして、よりよい方向に向けて取り組みたいとの答弁がありました。

移動販売車の支援事業について、柳谷地域などでは、県外から来る移動販売車のみの地域もあるが、町として、支援できるものはないのか、との質疑に、今回については、町内事業者に限っているが、県外、町外からの事業者の方に来ていただいているので、実態を十分把握した上で、取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

また、これは地域の買物弱者対策にもつながるので、ぜひ検討されたいとの意見がございました。

備蓄食料品の期限がきたものをどのように有効利用しているのか、との質疑に、それぞれ台帳で管理をしており、期限切れしたものは、訓練の際に試食をしたり、災害のときに消防団を含め、臨時の食料として使用しているとの答弁がありました。

また、ペーパーレスの導入経費について、タブレット35台で予算が3,109万円となっているが、以前、調べたときには、タブレット15台と、システムを入れ、200万円ぐらいだったと記憶している。どのような計画で、どこまでも整備をするのか、との質疑に、3,000万円という金額になっているが、タブレットについては、おおむね500万円を予定しており、残り2,500万円については、Wi-Fi環境の整備ということで、慎重にセキュリティー対策を進めるということと、本庁と支所との活用も考えている。

スケジュールについては、令和4年度に整備を行って、半導体の不足もあり、納入が遅れたら、稼働するのは令和5年度になるかもしれない、との答弁がありました。

まちづくり営業課関係では、ゆりラボについて、町民に理解がされていないと思うが、協働プラットフォーム構築事業とは、具体的にどのようなものかと

の質疑に、中間支援組織のゆりラボの機能は、コミュニティナース事業と中間支援組織の代表の人件費、正治商店の光熱水費と維持管理に係る部分などの経費が400万円、プロジェクトマネジャーの人件費と非経済林の550万円の調査費も、この中に入っている、との答弁がありました。

また、町民の中で、この事業が分からない人が多いので、広報活動をし、町民の方に理解をいただくと、活動しやすいのではないかと質疑に、まだ始まって1年足らずの事業であり、精いっぱい、周知に努めたいとの答弁がありました。

地域おこし協力隊の方が、診療をせずに訪問看護をするのはどういう意味か、との質疑に、コミュニティナースの訪問看護は、基本的に保険適用のものではないので、実費負担で希望者のみ行っている、との答弁がありました。

病院事業の中で、在宅介護、在宅医療は進めているが、一方でも、訪問看護事業を進めるということになったら、どういった看護事業を進めるのかということになる。これは、名前を変えたほうがいいと思うし、今、説明を受けた事業の効果についてはしっかりと検証したいので、毎月、説明をしていただきたい、との質疑に、今後の報告をしたいとの答弁がありました。

また、町立病院については、以前と比べると3倍近く訪問看護が増えている。訪問看護で行うのか、コミュニティナースで行うのか、しっかりと周知しないと住民は迷うのではないかと、との質疑に、もともとのベースが病院発祥で、訪問看護から始まっているが、現在やっているコミュニティナースと訪問看護は、全く別物であり、訪問看護の対象にならないところをカバーしている、との答弁がありました。

訪問看護が中途半端に両方あるということについては、問題があるのではないかと、との質疑に、コミュニティナースというのは、保健事業とか介護事業などの制度でカバーできないところをサービスしていこう、という趣旨もあるので、病院の看護事業と共謀するものではないし、そこについては、しっかりと整理をして、分かりやすく説明をしていきたいとの答弁がありました。

高齢者の方などは、社協や保健センターでもカバーしているし、地域のコミュニティーの中でもカバーができています。次々と新しいものをつくるのではなく、全体をカバーするような方向性を示すべきではないかと、との質疑に、利用



される方からすると、窓口が分かりづらいと思うので、もう少し分かりやすくお知らせできるように、努力したいとの答弁がありました。

また、病院事業であれば、利益を上げて事業をやっていかなければならない。投資する医療は、事業が成り立つ計画を立て、それが成功することによって、町民も納得するのではないか、との質疑に、島根県の雲南市で、コミュニティナースを使った地域づくりが成功している。そのやり方やノウハウというものは、やはり過疎地でこういう高齢者の場所を通ずるものがあると思うので、久万高原町版に置き換えながら、住民の皆さんの理解をいただけるように頑張っ  
てまいりたいとの答弁がありました。

また、住民の皆様がコミュニティナースに何かしてもらいたいと思ったときには、どこに申し込めばよいか、との質疑に、コミナス保健室がほぼ毎日、午後から開いているので、気軽に正治商店のほうにおこしいただきたい、との答弁がありました。

また、コミュニティナース保健室となると、保健センターは何をしているんだということになるので、似たようなものをたくさん作れば、町民はどこに行  
っていいのかわからなくなるのではないか、との質疑に、住民の皆様に必要な説明ができていなかったと思うので、ゆりラボとはどういうものか、町の施設とどう関連しているのか、少し時間を頂いて、町の事業を整備し、分かりやすく議員の皆様  
に説明した後、町民の皆様にもお伝えをしたいので、その機会を与えていただきたいとの答弁  
がありました。

コミュニティナースの件は、副町長の答弁にもありましたが、別途、分かりやすい資料を議会に提出していただくこととなりました。

ReachDSLについて、必ず撤去しなくてはいけないのかとの質疑に、現在、NTTなどの電力柱に、このReachDSLの線を共架しており、年間150万円程度、共架料というものが発生している。

万一、災害等でこの線が切れ、事故が起これば、新たな損害賠償という話にもなるので、この機会に撤去したいとの答弁がありました。

撤去するにもかわらず、リーチDSLの保守料という形で、283万円が計上されているのはなぜかとの質疑に、LPWAの部分と、撤去するまでの部分を計上している、との答弁がありました。

また、テレワークの誘致については、どのようなPRをして、どのような反応があったか、また導入実績はあるのか、との質疑に、日本テレワーク協会に自治体として加盟して、民間企業のホームページにテレワーク施設の補助事業のアピールを行い、コロナ禍ではあったが、1件視察に来ていただいた。この事業は、まだ十分にPRをできていないので、来年度以降、実施していきたいとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、シルバー人材センターの皆さんが終日、多くの仕事をやろうとすると、体制づくりが必要になってくる。今回、補助金を400万円に上げたにもかかわらず、活動内容については、検討ができていないのではないかと聞く。行政も協力して、運営についてはもう一度、しっかりと相談をするべきではないか、との質疑に、今回、専属の事務局長を一人設置し、400万円という補助金額になった。これにより、組織も強化され、会員数の増加や、事業実績も期待できると考えている。早い時期に一般社団法人とか、NPO法人などの設立に向けて取り組むということで、シルバー人材センターのほうとも協議を進めていきたい、との答弁がありました。

また、NPO法人については、以前から提案をしてきたが、行政が中に入って、NPO法人の仕組みについて話をし、利用する人も働く人も、みんなが共によくなる組織にしてもらいたいとの意見があり、シルバー人材センターと保健福祉課が連携して協議をしながら、取組を強化していきたいとの答弁がありました。

シルバー人材センターの旧町村単位での登録会員数は、との質疑に、会員数が61名で、久万地区56名、面河地区が1名、美川地区が4名との答弁がありました。

また、久万地区との会員数に差があるが、川下地区にも勧誘をしていけば、それなりの人材はいるのではないか。支部などを設置して、その地域内で業務を解決できれば、効果的な活動ができるのではないか、との質疑に、特に川下地区が少ない状況にあり、登録が増えれば、時間が有効に使えるということであり、地域で活動しやすい方向を、シルバー人材センターとも相談しながら対応していきたい、との答弁がありました。

また、特別養護老人ホーム「久万の里」の債務負担はあと何年ぐらいあるの

か、との質疑に、令和6年で終了する、との答弁がありました。

在宅寝たきり老人と、介護手当支給事業について、今、何件ぐらいそれを受けている方がいるのか、との質疑に、介護認定3から5に相当する方を、在宅において3か月以上継続して、介護に当たっている介護者に対して、月額7,500円、年3回に分けて支給をするものであり、年間9万円となり、現在、支給対象者が37名との答弁がありました。

また、保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、どのようなことに対しての補助か、との質疑に、久万こども園の先生が対象で、民間事業で若干、給料が低いという部分に対しての補助という答弁がありました。

また、それは町独自の補助か、との質疑に、国庫補助100%であるとの答弁がありました。

新生児マススクリーニング検査という、生後約1週間までの子供の先天的な異常などを検査するものがあり、これは公費負担であると思うが、予算の中にそれは入っているのか、との質疑に、県のほうで20疾患は公費で見ているが、昨年10月より新たに7疾患を追加しており、この7疾患については自費であり、公費は含まれていないとの答弁がありました。

以前より、20疾患まではあるはずだが、その予算は入っているという理解でいいのかとの質疑に、20疾患については公費負担である、との答弁がありました。

この検査については、様々な病気が早期発見できるとのことであり、今後の啓発などには、どのように取り組むのかとの質疑に、母子手帳をお渡しする際に、補助関係など、相談があるので、その機会を利用して、妊産婦には周知を図っていきたい、との答弁がありました。

教育委員会関係では、上浮穴高校の寮の給食はどこ業者がやっているのか。また、その業者に問題はないのか、との質疑に、クロス・サービスという会社で行っており、給食の提供に関して、特に問題があるとは感じていない、との答弁がありました。

来年度の上浮穴高等学校の入学生は何人かとの質疑に、新聞等によると、入試手続をとったのが34名と聞いている、との答弁がありました。

また、県外から10名、松山市周辺から10名、合計20名ぐらいは来てい

ただかないと、振興策としては成り立たないと思うが、今回の県外と松山周辺を入れた生徒は何名ぐらいか、との質疑に、合格発表が3月18日になるので、正確な数字ではないが、県外生を4名、町外と町内の、特に遠い生徒を入れて10名以内を見込んでいるとの答弁がありました。

前回の一般質問などの主たる目的は、上浮穴高等学校が分校化になってはいけない。最終的に廃校になってはいけないということであり、様々な努力をしても、34名しか入らなかったということなのか、との質疑に、34名というのは、町内の中学校の生徒が、今年度は2校合わせて40名ほどであり、今後しばらく40人台が続く。その半数が上浮穴高等学校を受験すると見込み、20名ぐらいということになる。そうすると、県外生、町外生が20名以上入学しないと、存続が危うくなる。今回、40名を切ったことから、これから分校化に対して検討を始めるポイントが入ることになり、今回、34名でポイントが一つカウントされた。これが2年続けば、分校化の検討に入る、との答弁がありました。

また、最近、町内の子供の学力が随分下がっているのではないか、という話を聞くが、どのような状況か、との質疑に、学力向上推進委員会において、児童・生徒の学力について検証しており、確認できていることは、小学生の学力に若干、心配をしている、との答弁がありました。

また、教育振興費の中で、障害のある児童についての経費が計上されているが、全体の生徒数が減っている中で、障害児の現状については、教育委員会としてどのような取組をしているのか、との質疑に、年々、障害を持つ児童・生徒の割合が高くなってきているように思うが、学校生活の支援ということで、学校支援員を配置し、適用が困難に生徒の支援をしている、との答弁がありました。

また、支援員は、何名ぐらいいるか、との質疑に、現在、支援員を小・中学校で10名配置している、との答弁がありました。

どのような障害の子供が多いのか、との質疑に、身体に障害のある生徒や、多いのは、発達障害、知的障害、情緒障害などである、との答弁がありました。

また、タブレット端末の導入に伴い、教育用コンピューターがほぼ使われていないという話を聞いたが、リース料が小中合わせ4,000万円ほど計上さ

れており、タブレットで代用できるのなら、見直しをするべきではないか、との質疑に、児童・生徒が使うコンピューターの環境が、この1年で大きく変わり、作文指導などはキーボードが必要ということで残してはいたが、今回、GIGAスクール構想でキーボードも入ったので、デスクトップは必要になったと思う。

令和4年度はこれをきっちりと精査して、見直せるところは見直したい、との答弁がありました。

また、リース契約ということで、違約金の問題などもあると思うが、使わないものに無駄な支払いをしないように、十分精査するべきだとの意見がありました。

小学校高学年から中学校、高校生などが、兄弟の面倒を見たり、親の介護をしたりするヤングケアラーが社会問題となっている。久万高原町にも、こういった方がいる可能性があると思うが、教育委員会として、調査は行っているのか、との質疑に、ヤングケアラーについては、これまで確認をしていなかったが、昨日、ヤングケアラーの実態が1名発生したとの報告を受けた。保健福祉課の子育て支援室と連携して、これから細やかな対応が始まる、との答弁がありました。

また、全体の調査が行われていないと思うが、1例発見され、ほかにもある可能性はあるので、教育委員会として今後、しっかりと調査し、対応すべきだという意見がありました。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上です。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第22号につきまして、3月11日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算については、総務文教厚生常任委員会で報告したので、省略します。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、総務費では、地域おこし協力隊員に要する費用、4,415万3,000円。移住定住支援員の活動費用、510万円。移住定住促進、空き家活用住宅改修工事費、800万円。移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、1,350万円。

衛生費では、浄化槽事業特別会計繰出金、2,883万1,000円。脱炭素に向けた取組として、再エネ設備の導入に関する調査業務委託料、1,012万円。ごみやし尿の収集運搬業務委託料、3,943万9,000円。一般廃棄物収集運搬車購入費、1,390万円。松山衛生事務組合加入負担金、1億1,500万円。可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料、5,791万5,000円。し尿等運搬業務委託料、2,340万円。水槽残汚濁等処分清掃業務委託料、1,140万円。松山衛生事務組合負担金を計上します。2,800万円。

農林水産業費では、社団法人久万高原農業公社負担金、2,230万3,000円。有害鳥獣捕獲や、鳥獣被害防止総合対策事業費等補助金、1,870万8,000円。久万農業公園研修生への研修補助金、1,380万円。農業機械・施設整備補助金、1,500万円。担い手総合支援事業補助金、1,197万8,000円。農業次世代人材投資事業補助金、1,500万円。中山間地域等直接支払交付金、4,550万円。明神地区用排水路整備工事費、2,400万円。和田ノ窪地区頭首工整備工事、7,000万円。農業集落排水事

業特別会計繰出金、1億3,604万5,000円。森林経営管理業務委託料、3,413万5,000円。林地台帳整備業務委託料、1,156万円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、3,767万4,000円。美しい森林づくり基盤整備交付事業補助金、8,505万円。林業経営支援補助金、3,000万円。新たな木材流通推進事業補助金、1,820万円。美しい森林づくり基盤整備交付事業補助金、2,540万円。再造林下刈事業補助金、1,350万8,000円。柳谷地区林道橋梁点検業務委託料、1,000万円。林道の路面整備、崩土除去作業業務委託料、1,200万円。上黒岩林道ワラビウチ線開設工事、1,500万円。西谷林道シロヤマ線開設工事、1,500万円。露峰林道トマリダキ線開設工事、1,500万円。中津林道明野線の改良工事、1,000万円。猪伏地区残土処理場整備工事、2,000万円。長崎明神山線開設工事負担金、2,000万円。林道管理事業補助金、1,346万円。

商工費では、まちなか交流館の運営経費、823万5,000円。プレミアム付商品券発行事業補助金、3,269万9,000円。起業者支援事業補助金、1,200万円。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、1,200万円。中小企業振興資金預託金、1,600万円。面河アウトドアセンターの建築工事及び監理委託料、9,396万2,000円。消費回復支援事業業務委託料、1,600万円。ゼロカーボンアクティビティ創出業務委託料、1,387万6,000円。地域振興イベント業務委託料、1,015万円。四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業補助金、2,200万円。

土木費では、町道の路面整備等作業業務委託料、1,200万円。町道叢川線ほか11路線の舗装等修繕費、2,050万円。菅生地区公共残土処理場整備工事費、2,000万円。町道長崎信木線改築工事費1,000万円。町道父二峰参川線改築工事費、4,000万円。町道四国カルスト高原線改築工事、3,000万円。町道上野尻線改良工事、4,000万円。町道槻仰西線改良工事、2,000万円。愛媛県道路改良事業負担金、3,467万6,000円。町道上野尻線、町道槻仰西線の用地補償金、4,500万円。橋梁点検の業務委託料、3,000万円。町道橋りょう補修設計委託料、1,000万円。平井橋の橋りょう補修工事費、3,000万円。

公共下水道事業特別会計繰出金、1億6,747万8,000円。住安上住宅外壁等改修工事費、6,769万円。公共土木施設災害復旧費では、平成30年発生、町道大日線地滑り災害復旧工事費、4,500万円。

審査では、ふるさと創生課関係では、面河アウトドアセンターについて、以前に面河国民宿舎解体工事の際には、手前のトンネルが狭いことや、橋に重量制限があることから、大型車両の運搬が制限され、結果的に工事費が増大したが、今回の工事においては、前もって設計をしているのか、との質疑に、前回の反省を踏まえて、今回は十分考慮した上での事業実施をしたいとの答弁がありました。

久万美術館収蔵施設建物改修工事について、収蔵の場所と設置する経緯についての質疑に、場所については、美川支所を含めて、関係各課それぞれ協議をして詰めていきたい。設置の経緯は、美術館の開館当初、300点少々の作品が、現在、1,000点を超えていることから、新たに収蔵庫を確保して、作品を保管したい、との答弁がありました。

また、以前の説明で、美川支所の3階という話があったが、白紙になったのか、との質疑に、現段階では白紙の状態、今後、場所を決めていきたい、との答弁がありました。

また、検討中であれば、できるだけ近くで収蔵する方法を考えたほうが、美術品のためでもある。決定する前に議会のほうにも話をいただきたい、との意見に、事前に相談をさせていただきながら事業を進めたい、との答弁がありました。

また、美川支所については、今後、十分、利用計画を考えて進めていただきたい、との意見に、立地適正化計画の中でも、旧役場の周辺は生活拠点と位置づけており、美川支所と農村環境改善センターは大事な町の資産でもあるので、総合的に判断をしていきたい、との答弁がありました。

また、面河アウトドアセンターの建設については、建設検討委員会で十分協議したと思っているが、運営は指定管理を考えているようだが、さきに指定管理者が決まっているという状況があってはならないと思う。公募は、今後考えるべきではないか、との質疑に、現段階で指定管理先が決まっているということではなく、新年度に町有観光施設等の委員会で、指定方法や業者選定方法を



提示して決定していきたいと考えており、現段階では、業者等は全く決まっていない、との答弁がありました。

また、移住・定住希望者と、住む場所の供給との関係について、スムーズに住むところがあって、人口増加につながるという状況なのか、との質疑に、空家バンク登録制度という事業を実施しており、現在、21軒ほど登録している。物件については、まだまだ少ないと感じており、施設も老朽化したものが多く、大変苦慮している、との答弁がありました。

また、久万高原町に来ようとしている方が、家がないから来ないということだけは避けて、できるだけ住居を探すという方向を目指すべきとの意見に、ふるさと創生課だけではなく、建設課には、公営住宅や管理住宅もある。また、町内には、民間の施設等もあるので、そちらの施設等も紹介しながら、対応していきたいとの答弁がありました。

また、移住してくる方の最近の動向はどうか、との質疑に、全てが移住者とは限らないが、4月から現在まで、約92世帯の移住がある。この方々は、県内はもちろん、県外の方もいるし、遠くは北海道から移住をされている方もいる。東京等では、転出者が増えているとの報道がされており、本町においても、徐々に移住者が増えている状況、との答弁がありました。

また、移住されてきて、どのような仕事に就かれるのか、との質疑に、基本的には、第1次産業の方が多いようだ、との答弁がありました。

また、アウトドアセンターができることによって、地元の雇用面については、どのような方向性を持っているか、との質疑に、現在、面河で事業展開をしている各種団体があり、横のつながりをもって事業を進めていくことが必要と考えている。各種ガイドやサービス、商品提供などの場として、アウトドアセンターを利活用すれば、新たな雇用も発生するのではないか、との答弁がありました。

また、施設の水道設備については、国定公園内であり、大丈夫なのか、との質疑に、今回の建設予定地は、旧面河国民宿舎の跡地であり、鉄砲石川を水源としていたので、水源はそのまま使わせていただく、との答弁がありました。

また、以前、地域で県の補助制度を利用して、移住・定住の視察をしたことがあるが、そういった県の事業はもうないのか、との質疑に、来年度、地域の

活性化につなげる事業として、県単の補助事業があると聞いているが、詳細が不明な部分があるので、明らかになれば報告させていただき、との答弁がありました。

また、視察に参加した経験から、全国から多くの方が参加して、地方に人を呼び込もうとしており、久万高原町の魅力アップのためにも、ぜひ参加して、活発な事業推進を行うべき、との意見がありました。

また、一社、観光協会への補助金が計上されているが、その目的は、観光協会の自立に向けたものか、との質疑に、令和4年度の補助金は850万円計上しており、そのうち500万円が協会の運営助成であり、人材面での自立を促すという部分に、その補助金にあたるということで、御理解をいただきたい、との答弁がありました。

また、町は観光協会の自立に向けたビジョンをどのように理解して、どのように関わろうとしているのか。また、補助金を算定する基準はあるのか、との質疑に、協会の自立については、主に人材面と財政面という2つの面があると思っている。人材面については、協会のプロパー職員の確保と育成が今後の課題と考えており、財政面においては、現在の補助金、交付金、委託金、協会の独自事業が望まれるバランスであると考えている。

協会の運営については、担当課としても、毎月1回の定例会に参加して、協会のビジョンや運営に対して意見を述べている。また、自立については、結論を出せるように協会と話を進めながら、共に検討してまいりたい。

また、補助金の算定基準については、観光協会で作成している事業計画書、予算書などを総合的に判断して予算を計上している、との答弁がありました。

自立に向けた補助金であるならば、観光協会が行う独自の事業を含め、収益事業のパイを大きくしていかなければならないが、観光協会の大きな柱というのは何か。また、観光協会から既に事業計画は出されているのか、との質疑に、現在、観光協会では、指定管理、観光商品の販売、物産販売などで一定の事業収益を得ているというのが現状で、大きな収益を担うものではないと認識している。

収益事業の議論をする中で、観光協会とも議論をしているが、いまだ大きな収益の柱となるものの結論にまでは至っていない。今後、関係する事業者や、

町の関係部署との協議も進めながら、方向性を見出していきたいと考えている。

また、事業計画については、理事会を経ていないので、正式な事業計画はまだ提出されていないが、事業案に基づく事業計画によって、予算計上したいとの答弁がありました。

また、事業計画もないのに、運営に係る補助金を出そうとしているが、自立に向けた運営費補助といいながら、例年と同じように計画して、予算を組んでいるとしか思えない。そこは改めていかないと、今後に残るのではないのか。現在の観光協会のスタッフは、事業を行うだけの体制が整っているのか、との質疑に、事業計画の件については、観光協会とも協議をしながら話を進めていきたい。スタッフの問題は、令和4年度においては、新規採用のプロパー職員が1名、非常勤の事務局長が1名、町からの出向職員が1名、パート等を含めて5名という体制で、来年度事業を行う予定である。

この5名で足りるかという点、観光協会内部の経理等の内部事務を行う職員も、今現在いるが、外へ出て実際に活動していく職員、マンパワーが不足している、との答弁がありました。

また、マンパワーが不足している中で、自立に向けてのめどはついていないという話のようだが、プロフェッショナルな人材をはじめとした、即戦力の登用がなければ、立ち行かなくなるのではないのか。

町が傍観するようなことがあってはいけないと思うが、今後の取組はどうか、との質疑に、昨年度、地域活性化起業人の導入について話があったところであり、検討を観光協会へ促してきたという経緯はあるが、導入に向けた動きはないのが現状。効果的な観光戦略を立案し、政策を具現化していくプロフェッショナルな人材の確保と育成は必要であり、今後の大きな課題と考える。

令和4年度においては、そういった人材を中心とした起業、業務を運営していく体制の構築には至っていないという点では、反省すべき点と考えている。

引き続き、地域活性化起業人などの制度の導入も検討しながら、人材の確保を積極的に提案していきたい、との答弁がありました。

また、この町の観光が様々な方々の協力も踏まえ、関係人口、交流人口を増やしていく中で、この町の観光が発展していく上で、観光協会の果たす役割はどのようなことか、との質疑に、まず、観光協会の果たす役割としては、観光

協会の部会員が収入という形で潤うこと。その潤いによって、町も潤う、ということに大きな意味があると考えている。

観光客が町に来ることによって、町の観光交流人口が拡大するので、観光協会において、様々なプロモーション活動やガイドの育成、多言語に対応した情報発信、看板の設置、旅行商品の企画など、受入態勢の充実と支援、そういったものが今後の取り組む方向性ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、環境整備課関係では、ごみは松山市にお願いをしており、4月1日からは、し尿も松山移送ということが予定されているが、ごみの予定量と、し尿の予定量はどのようになっているか、との質疑に、ごみは1,950トン、し尿は4,357キロリットルを予定しているとの答弁がありました。

農業戦略課関係では、LPWAを使用した箱わなや、わなの管理については、現状はどうなっているのか、との質疑に、LPWAを利用したシステムの導入を進めており、現在、50基を購入し、15基程度が試験的に稼働している。これまでの捕獲頭数は33頭で、今月、業者との打合せで、50基全てが稼働する体制をとる予定、との答弁がありました。

また、まだ十分普及が進んでいないという状況だが、新しい技術を使って、捕獲者の負担軽減と、被害が少なくなるように推進するとともに、効果を広めることも十分検討していくべきとの意見があった。

また、LPWAを使った水田の管理についての現状はどうか、との質疑に、水位の確認については、稲作の受託者協議会のほうからも意見をいただいております、令和4年度に指導班の意見等もいただきながら、皆さんに使っていただき、農作業等が軽減できるように進めていくとの答弁がありました。

また、水位システムについても、モデル的に投入をして、成果の発表や問題点を洗い出すなど、積極的に活用して、広める努力をしてはどうか、との質疑に、少しでも農家の作業の軽減を目指して、進めなければいけないと思っている。今後、農家の方や関係機関とも協議しながら、進めていきたい、との答弁がありました。

また、高齢化の中で、鳥獣被害を電柵で防止するというのは、大変重要になっているが、電柵購入補助の補助率をアップする考えはないか、との質疑に、現在の補助は購入費の3分の2以内で、上限3万5,000円となっているが、

水稲共済に加入をしていれば、農業共済のほうでも3万5,000円の補助が別枠であるため、この場合は、ほぼ全額補助で賄えることになる。

畑の部分については、補助が100%近くまでにはならないので、申請者の方の御意見も聞きながら、補助要件も考えていけたら、との答弁がありました。

また、農業公園の研修制度を終えた後、5か年は年間150万、トータルで750万の支援を受けることができるが、この制度は、何を目的としているのか、との質疑に、この次世代人材投資事業は、農業経営を始めるときの資金を交付することで、就農意欲の喚起と、就農後の定着を図り、青年就農者の増加を図ることを目的としている、との答弁がありました。

また、研修中、研修後の5か年は、それぞれ手厚い支援体制にもかかわらず、農業から離れるケースも見受けられるが、就農につながっていない部分もあるのではないかと。特に研修後の5年間において、農業公園の関わりが希薄になっているから、公金を使った意味がなくなり、助成金の垂れ流しになっているのではないかと。の厳しい意見も聞かれるが、どのように考えているのか、との質疑に、この農業次世代人材投資事業については、平成26年度からの制度となっており、現在、21名の方が利用している。やむを得ない理由で離農された方は、そのうち1名で、交付終了後についても、アドバイザーとして地域の部会の方や、農の匠の方、また農業公園の職員とも定期的に訪問して、相談と指導等に当たっていると答弁がありました。

また、離農者は1名ということだが、この150万は、結構、手厚い保護であり、町が農業後継者、就農者が増えるということに期待をしているものだと思っている。しかしながら、公金の役割と効果をしっかり考えて、受け取る方にも理解をいただきながら、離農しないように、担当部署の方も、農業公園を通じながら、寄り添った関わり方をしていくべきではないかと。の質疑に、この次世代人材投資事業の一番の目的は、町の農業の担い手の育成だと思っている。この事業の受給者は、トマトのみならず、お米、シイタケ、シキミ、ピーマンなど、各種野菜などの新規就農者にも支援する制度となっている。

ほかの農業戦略課の事業についても、農家の収穫量の確保や、農業所得の増加、また労働環境の改善につながるよう考えながら事業をしていく、との答弁がありました。

また、農業再生協議会への補助金、361万4,000円というのがあるが、  
どういうメンバーで、どういう会をしているのか、との質疑に、農業再生協  
議会は、毎年1回、水田の現地確認を行い、水田を畑として利用し、畑での収穫  
物を出荷された方などに対しては、補助金を出しているが、その事務経費に  
なっているとの答弁がありました。

また、農業再生協議会に会員がいたりするのではなく、該当するところに全  
部出すということなのか、との質疑に、町内全体の水田の所有者が対象となっ  
ており、不特定多数の方になる、との答弁がありました。

また、就農後の人的なフォローという質問があったが、現在、検討している、  
ユリ農の進捗状況はどうか、との質疑に、情報共有化システムについては、4  
月の仮稼働に向けて、現在、調整中であり、システムの名前も、皆さんが親し  
みやすくするために、ユリ農として、対象者の皆さんと一緒に、構築に向かっ  
て進めている、との答弁がありました。

また、新規就農で来られた方は、横のネットワークができづらいと聞くが、  
若い人はスマホなどに関して、ハードルが低い。こういうものを使って、横の  
連携をとり、それに合わせて、指導者も加わって、仲間をつくることは大変重  
要だと思うので、ユリ農は作るのが大変だと思うが、今年の春のスタートに間  
に合うように努めるべきとの意見があり、移住で来られて農家を始める方は、  
心細い点もあろうかと思うので、その点についても、横の連携等を十分にとり  
ながら、このシステムを活用できるのではないかと考えている。ぜひともよい  
ものにしたいと考えている、との答弁がありました。

林業戦略課関係では、下刈りの補助を予算化しているが、予定している面積、  
また届出がある皆伐地の面積、十分カバーをしているのか、との質疑に、補助  
事業に対する植栽、造林。植栽と下刈りの率は、令和2年度において、美しい  
森林づくり基盤整備事業で植栽した面積が約16ヘクタール、それと国の補助  
事業を使って植栽した面積が36ヘクタールあり、合計で52ヘクタールの植  
栽を行っている。

それに対して、皆伐の届出、伐採の届出、届出を出された面積、これが13  
6ヘクタールとなっており、皆伐面積に対する植栽の面積率は38.3%の植  
栽率となっている、との答弁がありました。また、これは皆伐した後、どのよ

うに再生をしていくのか、というのは、所有者や施業者の判断で、必ず同じように再生していくということにはならないが、植栽が新しくできないところが今の林業の一番の問題だと思う。手厚い支援など、これ以上に新しい策を講じていく考えはあるのか、との質疑に、これから増えていく皆伐に対しての支援を、とのことだが、国においても、補助率をアップするというところで、法改正を検討している。まちにおいても、個人で植栽する、しないという判断も影響が大きい。今後、県と相談して、植栽を進めていく手だてを検討したい。また、植栽を進める上で、担い手についても、併せて検討し、施策に反映していく、との答弁がありました。

また、カーボンニュートラル、Jクレジットなど、新しい流れが林業にも訪れており、齢級の上がった木材よりは、若齢級の木のほうが、二酸化炭素の固定量が多いということもあり、適齢期になった木材は、伐採をして、植え替えていくことが求められていることから、新しい補助も使いながら、推進をすべきではないか、との質疑に、補助事業に関しては、県のほうと十分検討しながら、進めていきたいとの答弁がありました。

また、森林経営管理業務については、現地でどのような調査が行われているのか、また環境林に認定されれば、どのような作業が予定されているのか、との質疑に、まず、森林経営管理業務の現地調査は、基本的に立木本数や胸高直径など、森林の研究調査を行い、林内の状況によっては、3Dの計測システム、レーザースキャナー、これらを利用して、立木の曲がりなどの情報収集を行う。

そのほか、林道作業道などの経路を確認する。環境林に認定された場合は、町が行う森林経営管理事業、切捨て事業の実施を行います。

現地に入って境界の確認を行い、町が定める国の切捨て間伐に準じた資料に基づき、優勢木、劣勢木を優先的に選木し、伐採して、中間木を残す施業をしていただく、との答弁がありました。

また、意思表示のない所有者が相当数あった場合は、どのように対処するのか、との質疑に、意思表示のない所有者については、郵送の書面による意向調査だけでは、説明不足や認識の相違が生じる場合があるため、意思表示のない所有者全員に、営業活動を実施し、その意向を伺うようにしている。対象地区の森林所有者全員に、一度は声をかけるようにしている、との答弁がありました。

た。

また、新たな木材流通推進事業は、県森連の久万山木材市場に搬出した分についても該当するのか、との質疑に、言われるとおり、久万山木材市場で計量、集積して、連合会に持っていく段取りになっている、との答弁がありました。

また、今後、林業商社が活動するようになれば、未利用材の集積所を設置するという方向を考えて、そこにはチップだけではなく、まきなども対象となる事業を考えてはどうか、との質疑に、商社化に関しては、バイオマスの利用ということで、集積に関することも計画している。チップ材だけではなく、まきとして簡単に地域住民が出して、それもお金にする方向も利用の一つと考えているので、前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

また、市場への小丸太の出荷を促していく場合に、小丸太は未利用材の範疇に含まれるのか、あるいは含まれないのか、ということがある。今回、未利用材搬出促進のために、市売り基準価格を下回る原木の補助と書かれているが、小丸太は市場経由でチップ工場へ行くのか、その流れはどのようになっているのか、との質疑に、森林資源活用促進事業は、平成21年に施行され、町内の森林から町内の市場に出荷された原木1立方当たり8,000円を下回るものに、3,000円を上限に補助するものとなっている。このことから、小丸太に関しては、足場材として流通しており、チップ材ではないとの答弁がありました。

また、未利用材搬出促進のための補助ではないということだが、市売り基準価格を下回る原木の補助金の手続は、従前と変わっていないのか、との質疑に、申請の方法は、役場に申請書と市場の清算書を持って来ていただくと、担当者がチェックして金額を確定する、との答弁がありました。

また、今回、チップ工場等への運賃補助の増額は、具体的にどの程度上がったのか、との質疑に、未利用材の運送に係る標準経費は、1トン当たり2,000円と算定しており、現在はトン当たり50%、1,000円を補助しているが、増額後はトン当たり70%、1,400円を補助することにした。さらに、新年度からは、これまで補助対象としていなかった枝葉に関しても、同額の補助をすることにしたので、森林所有者の所得向上が期待される、との答弁がありました。



また、燃料価格が高騰しており、農業者、林業関係者には影響が大きいと思うが、免税軽油を使用しているという話もあり、どのようになっているのか、との質疑に、免税軽油は愛媛県が手続を行っており、手続の後、免税軽油使用者証が交付され、軽油取引税が免税になるというものであり、令和6年3月31日までが期限となっている。

対象となる事業者は、前年度の素材の生産量が1,000立方メートル以上との条件がついているため、一般の自伐林家では、難しいところがあるのではないか、との答弁がありました。

建設課関係では、平井橋の修繕が行われているようだが、川向に渡る橋は、これがないとすれば、どのくらいの間隔になっているのか。また、改修後の通行は歩行者だけなのか。軽車両は通るのか、という質疑に、位置関係は沢渡の農道橋から高知方面に黒藤川入口の中津大橋まで5.6キロあるが、平井橋はその中間付近に位置する。また、通行については、人道橋ということで考えている、との答弁がありました。

また、長い距離、川向に渡る手段がない中にある橋なので、防災や、歩道などの視点から、存続ができるのであれば、修理をして存続させたほうがよいと思うが、人道橋として存続をしているのか、との質疑に、5年に1度、点検をすることになるので、状況によっては、修繕をして、長寿命化を図り、大切にしていきたいとの答弁がありました。

また、がけ崩れ防止対策事業においては、補助要件に該当しない箇所については、対応していないのが現状と思っている。日々不安を抱えて生活されている住民に寄り添った答弁も、前向きな答弁もなく、住民への説明も冷たい対応であった、という話もあるが、町の対応はどのようにしているのか、との質疑に、町民の方への対応の件については、把握している。町民の方からがけ崩れ防災対策事業の要望があったので、現地調査を行い、採択要件を満たしていない旨の結果をお伝えした。しかし、日々不安を抱えて生活されている町民の方に寄り添った説明ができていたか、ということについては、反省している。今後は、町民の方への対応について、町民目線に立った説明をするように、課員にも指導していきたいとの答弁がありました。

また、以前にも家の上に林道があり、雨が降ると家の裏へ水が飛び込んでく

るということもあったが、大規模工事ではなくても、対応ができる方法があると思う。皆さん、独居世帯で、高齢者の方が増えているので、過度なことは難しいにしても、少しでも寄り添った対応を心がけるべきではないのか、との意見に、今回のケースのように、採択要件が満たされず、対策が実施できていない箇所は、町内にたくさんあり、対策については、近隣の市町の取組など、状況調査をしている。まだ方向性は出てはいないが、報告ができるようにしていきたい、との答弁がありました。

また、町道整備の工事に、上野尻で行われるようだが、これはどのような工事内容なのか、との質疑に、緊急自動車等の出入りが難しいということで、地域の自治会の方から要望があり、補助事業の採択について、県のほうにも確認を行い、現在、測量設計を実施中であり、4,000万円の工事費を当初予算に計上している、との答弁がありました。

町内でも、至るところで、地域が待ち望んでいる道路改修があるので、予算の関係や財源等々あると思うが、1か所でも、1日でも早く、地域の要望に応えるために、尽力すべきでは、との意見に、町内には狭小な道路もたくさんあるが、補助事業に乗るとなると、採択要件をクリアしなくてはならない。補助事業に乗らない一部改良など、小さなところの手当ができることもあるので、地域からの相談があった場合、現地を確認しながら、対応しているとの答弁がありました。

また、今年度、都市整備の計画が終わり、令和4年度から都市再生整備計画支援業務が行われるように予算計上している。この委託作業の内容と、スケジュール案については、どのようになっているのか、との質疑に、立地適正化計画は、もう最終段階に入っており、来年度は立地適正化計画の中にあるハード事業を補助事業に乗せるために、都市再整備計画の中で、ハード事業等を明記する。スケジュールについては、令和5年度からを考えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

- 議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
岡部委員長、お引取りください。
- 議長 再開以来1時間20分過ぎました。ここで10分間休憩をいたします。  
(午後3時53分)  
休憩中に換気をお願いいたします。
- (休憩)
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
(午後4時04分)
- 議長 一般会計予算に対する各委員長の報告が終わりました。  
議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。
- (なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号「令和 4 年度久万高原町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第 1 6、議案第 2 3 号から、日程第 2 8、議案第 3 5 号までの令和 4 年度特別会計及び事業会計予算に関する 1 3 件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号から議案第 3 5 号までの 1 3 件を一括議題とすることに決定いたしました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号、議案第 2 7 号、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号につきまして、3 月 1 0 日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

令和4年度の当初予算額は、11億8,619万7,000円。前年度比較11万2,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費、7億3,997万1,000円。一般被保険者の高額療養費、1億2,004万6,000円。一般被保険者医療給付費分に係る給付金、2億190万3,000円。一般被保険者後期高齢者支援金等分に係る納付金、5,049万5,000円。一般被保険者に係る介護納付金、1,649万8,000円。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、1,489万5,000円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億5,356万円。保険給付費等県交付金普通交付金、8億6,480万4,000円。保険給付費等県交付金特別交付金、4,443万2,000円。一般会計繰入金、9,182万円。前年度繰越金、3,121万9,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

令和4年度の当初予算額は、5,565万4,000円、前年度比較、556万9,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所では、歳出総額、2,773万7,000円で、人件費等の需用費、業務委託料等の総務管理費、1,827万9,000円。医薬材料費検査委託等の医業費、940万8,000円。面河診療所では、歳出総額、2,791万7,000円で、人件費等の需用費、業務委託料等の総務管理費、2,053万6,000円。医薬材料費検査委託料等の医業費、733万1,000円。

歳入の主な内容は、外来収入、2,383万8,000円。一般会計繰入金、890万円。事業勘定繰入金、1,489万5,000円。前年度繰越金、300万円。面河診療所医師人件費500万円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

令和4年度の当初予算額は、1億7,968万3,000円で、前年度比較、1,772万5,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料並びに手当等の人件費、及び事務費等の一般管理費、726万9,000円。後期高齢者医療広域連合への寄附金、1億7,144万4,000円。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、9,556万4,000円。一般会計繰入金、8,350万9,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

令和4年度の当初予算額は、18億2,668万1,000円。前年度比較、8,226万3,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給与並びに手当等の一般管理費、2,590万1,000円。介護認定者へのサービス提供に係る介護報酬支払いに要する経費等の介護サービス等諸費、15億450万4,000円。要支援認定者へのサービス提供に係る介護報酬支払いに要する経費等の介護予防サービス等諸費、3,590万4,000円。費用の高額介護サービス等費、5,010万円。施設入所者の居住費等の軽減に要する費用の特定入所者介護サービス等費、8,040万2,000円。介護予防促進に要する費用、4,694万2,000円。介護に関する相談等及び認知症初期集中支援推進等の包括的支援事業等、4,411万3,000円。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料、2億2,855万5,000円。

介護給付費国庫負担金、2億9,610万円。財政調整交付金、2億1,857万円。介護給付費支払基金交付金、4億5,395万3,000円。介護給付費県負担金、2億5,032万5,000円。介護給付費一般会計繰入金、2億1,016万3,000円。低所得者保険料軽減一般会計繰入金、3,254万7,000円。その他一般会計繰入金、5,420万7,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

令和4年度の当初予算額は、6,223万4,000円、前年度比較、920万4,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料や、手当等の人件費、4,709万5,000円。燃料費や光熱水費等の需用費、241万9,000円。モバイルルーターに係る通信費等役務費、103万4,000円。看護師業務委託料やパソコンの保守管理委託料、800万円。訪問看護用車両2台の購入費、242万5,000円。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費収入、2,160万円。訪問看護介護報酬収入、1,980万円。訪問看護報酬利用者負担金、240万円。前年度繰越金、1,843万4,000円などとなっています。

審査では、在宅医療、在宅診療、在宅介護に取り組んでいるが、医師と看護師の連携など、人材の採用とともに、お互いの仕事の範囲を自覚した上で、さらなる事業の推進が必要ではないか、との質疑に、町立病院の看護師等が非常に不足しており、そのような中で、進めるべきは在宅医療等訪問診療だと思っている。

現在、町立病院の内科医師は4名いるが、今後、初診からオンライン診療が可能になるということで、交通機関等を利用できない方は、オンライン診療と在宅医療の方向に向かっていくのが適切と思っている。今後も在宅医療の体制を院内で整えて、推進していきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号「令和4年度久万高原町立病院事業会計予算」

1. 業務の予定量は、入院患者数、年間2万450人、1日平均56人。外来患者数、年間2万8,800人、1日平均118人としています。

2. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、9億9,765万5,000円となっており、令和3年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、988万3,000円、率にして1%増額となっています。

収入の主な内容は、入院、4億8,889万5,000円。外来、1億8,968万円。その他医業収益、7,068万8,000円の、医業収益、7億4,926万3,000円。他会計負担金、1億1,298万4,000円。他会計補助金、2,683万5,000円。長期前受金戻入、3,356万円などの医業外収益、2億4,839万2,000円。

支出の主な内容は、給与費、6億7,487万7,000円。材料費、7,

480万円。経費、1億6,007万4,000円。減価償却費、5,940万円などの医業費用、9億7,255万1,000円。支払利息、58万4,000円。消費税、200万円。雑損失、1,700万円などの医業外費用、2,290万4,000円。固定資産売却損の特別損失、200万円。

3. 資本的収入及び支出。収入の予定額は2,243万4,000円で、支出の予定額は、5,593万7,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、250万円。他会計からの長期借入金、250万円、他会計負担金、1,743万4,000円。

支出の主な内容は、建物費、500万円。有形固定資産購入費、1,000万円の建設改良費、1,500万円。企業債の元金償還金、2,842万5,000円。他会計からの長期借入金償還金、1,251万2,000円。収入の不足額、3,350万3,000円は、損益勘定留保資金で補填をします。

4. 他会計からの補助金及び負担金、収益的収支、1億8,536万8,000円。資本的収支、1,993万4,000円となっています。

審査では、病床数の中で、介護療養型の16床は、3月末で廃止になるのではないかと、との質疑に、介護療養病床については、最終的に2024年の3月で廃止との答弁がありました。

入院収益が6,800万円の減となっているが、それはコロナウイルス対策で入院病床を確保したことによる収益の減額か、その質疑に、現在も3床の感染病床を予定しているが、これと合わせて、現在、人材不足で病床利用率を下げしており、現実的な実績をもとに清算したもので、内科の入院収益がこの額になっている、との答弁がありました。

また、以前、500万円の業務委託を計上していたと思うが、どのようになっているのか、との質疑に、新病院の建設の基本計画、業務委託のことだと思うが、土砂災害の指定区域の指定を受け、計画の見直しを余儀なくされており、再度、計上させていただく、との答弁がありました。

また、経営の観点から見ると、人件費比率が90%を超え、非常に高く、5,000万円を超える赤字が出る可能性があるように思うが、その辺についての考えは、との質疑に、現在、コロナウイルスの関係で、外来を絞ったり、人材不足で病床の運用率を下げたりしている。そのようなことで、非常に厳しい状



況ではあるが、人材確保や訪問医療などを、今後積極的に行い、病院としての役割を担うことで、十分に補えるのではないかと考えている。

また、現在の人材不足の原因としては、8名の看護師が育休等で休んでおり、このような方が復帰をすれば、病床利用率の回復も十分可能である、との答弁がありました。

また、関係者の皆様は、一生懸命頑張っていると思うが、しっかりとした取組をしないと、どの病院も、今は大変な時代であり、開設者である町長は、説明責任を果たして、しっかりと取り組むべきとの質疑に、新病院を検討している中、苦しい運営ではあるが、将来的にも絶対なくすことはできない基幹病院であり、また一方では、健全経営をしていくのは理想的な形であるので、それを追い求めていきたい。

病院経営というのは、院長や事務長の双肩にかかっているところもあり、また開設者としての責任も十分に感じているので、識者の皆さんの意見を聞きながら、しっかりと、持続可能な病院であるように努力していかなければならない、との答弁が、町長よりありました。

また、看護師不足の話があるが、看護師資格を持ちながら、職に就いていない方の中には、事情により日勤しかできない方も結構いらっしゃると思う。日勤の看護師が増えるだけでも、ある程度の体制が整うのではないかと、この質疑に、今も会計年度任用職員で日勤だけの方がいらっしゃる状況であり、募集もそのような形で行っているが、来ていただけないというのが現状であり、さらに専門的なメディアも使いながら募集しているので、現場の意見も聞きながら、事務を進めていきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号「令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

1. 業務の予定量は、年間療養者数、入所者、1万7,960人。短期、1,400人。通所、5,200人。1日平均療養者数、入所、49.2人。短期、3.8人。通所者は、23.6人となっております。

2. 収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億1,676万9,000円となっており、令和3年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、88万1,000円。率にして0.3%の減となっております。

収入の主な内容は、介護保険施設サービス費、1億6,229万4,000円。短期入所療養介護費、1,430万円。通所リハビリテーション費、3,622万1,000円。入所者利用料、3,984万8,000円。通所者利用料、731万7,000円など、施設運営事業収益は、2億6,745万5,000円。他会計補助金、3,783万円。長期前受金戻入、835万3,000円などの、施設運営事業外収益は、4,929万4,000円。

支出の主な内容は、給与費、2億91万2,000円。材料費、2,484万2,000円。経費、7,337万4,000円。減価償却費、1,235万2,000円などの施設運営事業費、3億1,192万5,000円。支払利息、414万4,000円などの施設運営事業外費用、424万4,000円。特別損失、60万円。

3. 資本的収入及び支出。収入の予定額は、2,788万円で、支出の予定額は、4,228万7,000円となっています。

収入の内容は、企業債、90万円。他会計負担金、2,608万円。

支出の内容は、福祉車両購入費、241万9,000円。企業債の元金償還金、3,612万8,000円。他会計からの長期借入金償還金、374万円。

収入の不足額、1,440万7,000円は、損益勘定留保資金で補填することとしております。

4. 他会計からの補助金及び負担金は、収益的収支、3,783万円。資本的収支、2,698万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託された、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第35号につきまして、3月11日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、議案第28号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」当初予算額は、1億8,280万円、前年度比較186万1,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、処理施設の電気、水道使用料、1,212万円。終末処理場管理や、通報装置保守の管理委託料、3,125万7,000円。法的化へ移行するためのシステム構築に係る支援業務委託料、864万7,000円。長期借入償還元金及び利子、1億2,362万9,000円。

歳入の主な内容は、下水道使用料、2,345万3,000円。一般会計繰入金、1億3,604万5,000円。前年度繰越金、200万円。資本費平準化債、2,130万円。

審査では、農業集落排水事業は、起債の償還金も多く、一般会計からの繰入金も大きな金額が入っているが、一方で、使用料は人口減により、大きく減少すると思われるが、今後の見通しについてはどうか、との質疑に、人口減少により、接続戸数の減少が考えられる。接続戸数が少ない地域では、合併浄化槽への切り替えるなどの検討もする必要があるが、地域の状況をしっかりと把握して、最適な整備を今後していきたいとの答弁がありました。

また、区域内の人口減少等の影響で、利用戸数等が一定程度減少した場合の稼働についての検討はしているか、との質疑に、接続戸数も減っていく可能性は十分考えられるが、農業集落排水の稼働を止めることはできないので、運転は続けていく必要があるとの答弁がありました。

また、利用戸数や、世帯が大きく減少すると、終末処理場のコストは跳ね上

がることになる。町内にある下水施設の連携も踏まえながら、様々なコスト比較も、今後やらなければいけないと思うが、具体的に、長寿命化計画の中で、試算はしているのかとの質疑に、現在、長寿命化計画のようなものは作成していないが、これまで施設の機能診断や、最適整備構想などによって、施設の維持管理の費用は算定している。診断してから10年近く経過しており、再度、施設の機能診断や長寿命化計画を策定し、整備する必要があると思う、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」

当初予算額は、2億4,809万円。前年度比較、599万6,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給与や手当等の人件費、768万1,000円。法的化へ移行するためのシステム構築に係る支援業務委託料、540万7,000円。可搬式ポンプ発電機購入費、1,700万円。終末処理場電気使用料、720万円。久万浄化センター等の運転管理業務委託料、4,699万2,000円。ポンプ修繕費等の管渠等管理費、596万8,000円。長期借入償還元金及び利子、1億5,059万3,000円。

歳入の主な内容は、下水道使用料、5,020万5,000円。国庫補助金、700万円。一般会計繰入金、1億6,747万8,000円。前年度繰越金、300万円。資本費平準化債、2,040万円。

審査では、公共下水道の長寿命化計画については、今後10年間でどのぐらい費用がかかるのか。かかると見込んでいるのか。また、利用料金の改定すべき時期に来ているのか、との質疑に、今後10年間の費用は、維持管理費用として約9,000万円を見込んでいる。料金の改定については、町民の負担に直接つながることになるので、慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

現状では、料金の改定は考えていないのか、との質疑に、今のところ、まだ検討していない、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

議案第30号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」

当初予算額は、4,765万2,000円。前年度比較、623万4,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、浄化槽設置工事費、828万9,000円。フロア等の修繕料、104万4,000円。浄化槽管理業務委託料、2,927万9,000円。法的化へ移行するためのシステム構築に係る支援業務委託料、324万7,000円。長期借入金償還元金及び利子、506万8,000円。

歳入の主なものは、浄化槽事業分担金、120万円。浄化槽使用料、1,371万9,000円。循環型社会形成推進交付金、223万2,000円。一般会計繰入金、2,883万1,000円。前年度繰越金、100万円。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

当初予算額は、892万8,000円。前年度比較、139万1,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、作業道等保守等の財産管理費、144万8,000円。奨学資金貸付金、720万円。

歳入の主な内容は、凶荒予備基金繰入金、546万5,000円。学資貸与償還金、297万円。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」

歳入歳出予算、当初予算額は、309万3,000円。前年度比較、11万円の増額となりました。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金、252万8,000円。

歳入の主な内容は、土地売払収入、252万8,000円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

業務の予定量。給水戸数、4,280戸。年間総配水量、106万2,010立方。1日平均配水量、2,909トン。

主に建設改良費、1億7,000万円。

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、3億9,463万2,000円となっています。令和3年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、58万7,000円。率にして0.1%の増額となっています。

収入の主な内容は、営業収益、1億3,431万9,000円。営業外収益、2億6,031万3,000円。

支出の主な内容は、営業費用、3億3,093万1,000円。営業外費用、5,460万1,000円。

資本的収入及び支出。収入の予定額は、4億240万8,000円で支出の予定額は、4億5,602万8,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、6,970万円。補助金、280万円。負担金、50万円。一般会計繰入金、2億5,970万8,000円。他会計からの長期借入金、6,970万円。

支出の主な内容は、建設改良費、1億7,750万円。

企業債の元金償還金、2億7,852万8,000円。収入の不足額、5,362万円は、損益勘定留保資金で補填いたします。

他会計からの補助金及び負担金。収益的収支、5,642万1,000円。資本的収支、3億2,940万8,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

- 議 長 各委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
- 議 長 議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございますか。  
  
(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございますか。  
  
(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議 長 議案第24号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第24号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第25号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。



(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長

議案第26号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第27号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第28号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第29号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第29号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第30号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」について、  
質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長

議案第31号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第32号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第33号「令和4年度久万高原町立病院事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「令和4年度久万高原町立病院事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第34号「令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第34号「令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第35号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。



(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算」  
は、委員長報告のとおり可決しました。  
ここで、しばらく休憩いたします。 (午後4時40分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後4時45分)  
ここでお諮りします。  
時間延長をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、時間延長することに決定いたしました。  
会議を続けます。

議長 ただいまお配りしました追加議案の中で、最初の目次のところ、追加議案日  
程第2、第2となっておりますが、第2、第3とお改めをいただきたいと思い

ます。

「第2、第2」を「第2、第3」と訂正してください。

議長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき報告

議長 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

議長 追加日程第2、議案第37号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定につい

て」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「久万高原町溪泉亭の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、議案第38号「久万高原町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第38号「久万高原町監査委員の選任について」でございます。

久万高原町監査委員に、下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

令和4年3月18日提出。久万高原町長。

住所は、久万高原町久万480番地

氏名、菅 洋志

生年月日、昭和25年10月30日

菅 洋志氏は、人格が高潔で、町の財務管理、行政事務に優れた識見を有しており、引き続き、代表監査委員をお願いするものです。

なお、提案理由は、任期満了によるものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第38号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第38号「久万高原町監査委員の選任について」は、理事  
者提案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 お諮りします。  
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。  
したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。  
これで、本日の会議を閉じます。 (午後4時53分)  
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 3月議会閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。  
議員の皆様方におかれましては、3月議会、大変お世話になりました。  
今議会は、令和3年度を締めくくり、そしてまた4年度を展望する大切な議  
会でございます。  
また、項目もたくさんございましたけれども、それぞれ議員の皆様方、適切

な判断をいただき、お認めをいただきまして、大変にありがとうございました。

ここ2年間、コロナ禍で停滞を余儀なくされたところございましたから、ぜひ皆様方と連携をとりながら、2年間しっかりと取り戻していかなければとの思いも新たにいたしているところでございます。

どうぞ、今後とも御協力を心からお願い申し上げ、お礼の挨拶にかえさせていたきたいと思えます。

なお、ウクライナのごことは、極めて気になるところでございますけれども、私どもの町にも春がやってきました。どうぞ議員の皆様方には、ますます御活躍をいただきますように心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼に御挨拶にかえさせていたきたいと思えます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例議会、非常にボリュームのある、たくさんの中、真剣に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

もうしばらくすると新年度を迎えるわけですが、この3月定例議会で決定いたしました各種事業、これが堅実に、確実に実行されますことを心からお祈りを申し上げ、皆様方の御健勝を祈念して、閉会の御挨拶にさせていただきます。

どうも御苦労さまでございました。

以上で、令和4年第2回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員